

## V-High マルチメディア放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務の認定 及び無線局免許に関する制度整備案の概要

(※印は平成 23 年 7 月 13 日に電波監理審議会に諮問したもの)

### I V-Highマルチメディア放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務の認定に関する制度整備

#### 1 省令関係

##### (1) 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)の一部改正

- ① 「移動受信用地上基幹放送事業者」の定義を定める。(第2条)
- ② 移動受信用地上基幹放送の業務の認定の単位を定める。(第61条)
- ③ 移動受信用地上基幹放送の業務の認定に係る周波数の指定に関する事項を定める。(第70条、第71条)
- ④ 移動受信用地上基幹放送の業務の認定に係る指定事項の軽微な変更事項を定める。(第76条)
- ⑤ 基幹放送業務日誌の記載事項及び提出する記録事項を定める。(第84条、第85条)
- ⑥ 移動受信用地上基幹放送の業務の認定申請書の様式、提出書類等を定める。(別表)

##### (2) 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令(平成23年総務省令第82号)の一部改正 (※)

移動受信用地上基幹放送の業務に係る表現の自由の享有に関し、一の者(当該者を支配する者、支配される者を含む。注)が保有できるセグメント数は13までとする。

注 「支配」の基準は、議決権の33.33333%以上の保有、役員の数1/5超の兼任又は代表権を有する役員・常勤役員の兼任。

##### (3) 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例 を定める省令(平成23年総務省令第83号)の一部改正(※)

同上

#### 2 告示関係

##### (4) 基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)の一部変更関係(※)

移動受信用地上基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針、同放送に係る表現の自由の享有のための指針等を定めるとともに、同放送により放送することができる放送番組の数の目標を定める。

##### (5) 放送法施行規則第76条第5項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件(平成11年郵政省告示第776号)の一部改正

移動受信用地上基幹放送の業務の認定に係る指定事項の軽微な変更事項を定める。

- (6) 放送法施行規則第64条の申請書及び同規則第65条第1項の事業計画書の記載事項のうち、特に公表することが適当である事項を定める件(平成23年総務省告示第270号)の一部改正  
所要の規定を整備する。
- (7) 放送法施行規則第86条第1項の規定に基づく認定基幹放送事業者(協会及び学園を除く。)の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件(平成23年総務省告示第271号)の一部改正  
所要の規定を整備する。

### 3 訓令関係

- (8) 放送法関係審査基準(平成23年総務省訓令第30号)の一部改正  
移動受信用地上基幹放送の業務の認定に関し、所要の規定を整備する。
- (9) 平成23年●月●日から同年●月●日まで(注)申請を受け付ける移動受信用地上基幹放送(207.5メガヘルツから222メガヘルツまでの周波数を使用して行うものに限る。)の業務の認定に係る方針の制定(注:申請を受け付ける期日を別途記入)
  - ① 申請を受け付ける基幹放送の業務及び当該業務に係る周波数(申請枠)等を定める。(第2条関係)
  - ② 放送法関係審査基準第6条に規定する事項に加えて、認定要件を定める。(第3条関係)
  - ③ 比較審査基準を定める。(第4条関係)

## II V-High マルチメディア放送を行う無線局免許に関する制度整備

### 1 省令関係

- (1) 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)の一部改正  
無線局の種別について、「地上基幹放送局」に移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局を含める。
- (2) 無線局免許手続規則(昭和25年電波監理委員会規則第15号)の一部改正(※)  
無線局の免許の区分、空中線電力の指定について定める。また、無線局の免許申請書、無線局事項書、工事設計書等の様式を定めるとともに、申請の際に記載を省略できる事項等について定める。
- (3) 基幹放送局の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第21号)の一部改正(※)  
無線局(特定基地局)の免許に当たっては、その局に係る開設指針の規定に基づくものでなければならない旨等を定める。

(4) 登録検査等事業者等規則(平成9年郵政省令第76号)の一部改正

無線局の登録検査事業者の点検項目を定める。

**2 告示関係**

(5) 基幹放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)の一部改正(※)

207.5-222MHzの周波数を、V-Highマルチメディア放送に使用される周波数として定める。

(6) 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件(平成16年総務省告示859号)の一部改正

無線局の送信の方式コードを定める。

(7) 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コード欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件(平成16年総務省告示第860号)の一部改正

無線局の目的コードを定める。

**3 訓令関係**

(8) 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部改正

無線局の免許の審査基準として、送信方式や他の無線局との共用検討の確認等を定める。

**III 施行期日**

公布の日から施行する。